

事業活動に伴うごみは 適正に処理しましょう。

近年、市内の事業所から発生するごみは増加傾向にあります。
地球環境の保全と循環型社会構築のため、ごみの減量とリサイクルにご
協力をお願いします！

- ・事業所ごみは、家庭用のごみ袋に入れて排出することはできません。
- ・事業所ごみは、家庭ごみ用の集積場に排出することはできません。

家庭ごみ

家庭で生じる廃棄物



家庭ごみは市が責任
をもって処理します！

事業所ごみ

店舗、旅館、飲食店、事務所、農漁業、福
祉事業、公共事業など、事業活動で生じた
廃棄物

(法人・個人事業者の別を問いません)

●店舗兼住宅の店舗部分から出るごみは
事業所ごみです。



事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄
物以外の廃棄物

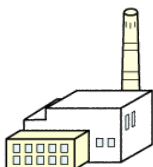
(例)もやせるごみ → 生ごみ、紙くず、木くずなど

もやせないごみ → 従業員の飲食に伴う

缶・びん・ペットボトル、弁当がらなど



市では収集しません！



自分で処理施設に運ぶ

または



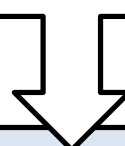
一般廃棄物収集運搬許可業者に委託

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物の
うち、法令で定められた廃棄物



市では収集も処分もしません！



産業廃棄物の処理について
のお問い合わせは下記まで。
環境対策課(☎55-5671)

事業者の責務

事業者は、**法令等**に基づき、事業活動によって発生した廃棄物を自らの責任において、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、**適正に処理**しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下 廃棄物処理法）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。（抜粋）

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

下記の許可業者に収集・運搬を委託できます！

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は必ず許可業者へ！

- ・松江市内での許可を有している事業者と委託契約をしてください。
- ・許可を有していない者と契約した場合は、依頼者も処罰されます。
- ・収集運搬の料金は業者によって異なりますので、直接業者にご確認ください。
- ・ごみの発生量や排出の状況を踏まえ、複数の業者から見積もりをとるなど、自らの事業所に最も適した契約内容を検討されることをお勧めします。

一般廃棄物収集運搬業許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年12月1日現在

許可番号	一般廃棄物収集運搬業許可業者	所在地(住所)	区分・区域		電話番号
			ごみ		
			松江市	東出雲町	
101	(株)コナンクリーンシステム	松江市富士見町1-14	○	○	37-2555
102	(株)フマイクリーンサービス	松江市八幡町880-8	○	○	38-9090
103	(有)上幹総業	松江市松尾町692	○	○	21-0436
104	(有)新生清掃社	松江市八幡町877-1	○	○	37-2330
105	(有)東部清掃	松江市玉湯町布志名108-3	○		62-8606
106	アースサポート(株)	松江市八幡町882-2	○	○	37-2890
108	(有)環建	境港市中野町1800-1	○		0859-44-6868
109	三光(株)	境港市昭和町5-17	○		0859-44-5367
111	(有)海老田金属	米子市上福原1329-13	○	○	0859-33-1534
112	(有)グリーンサービス	松江市宍道町佐々布1849	○		66-3613
113	ワルツ商事(有)	出雲市白枝町1185-1	○		0853-22-7116
115	(有)まるとも産業	松江市東本町一丁目7	○		67-8280
116	(株)エムエス環境開発	松江市美保関町森山516	○	○	72-2414
126	松本清掃整備(株)	松江市東出雲町揖屋1070		○	52-6293
127	(有)あだかえ衛生社	松江市東朝日町117-1		○	22-2697
107	松浦造園(株)	松江市大庭町728-6	木くず限定		21-1489

許可番号	一般廃棄物処分業許可業者	所在地(住所)	種類	電話番号
302	松浦造園(株)	松江市大庭町728-6	木くず、おから	21-1489
303	三光(株)	境港市昭和町5-17	木くず、紙くず、 繊維くず	0859-44-5367
304	アースサポート(株)	松江市八幡町882-2	木くず、紙くず、 繊維くず	37-2890

直接自己搬入できます！

事業系一般廃棄物を許可業者に委託せずに自ら運搬して、エコクリーン松江に搬入することができます。

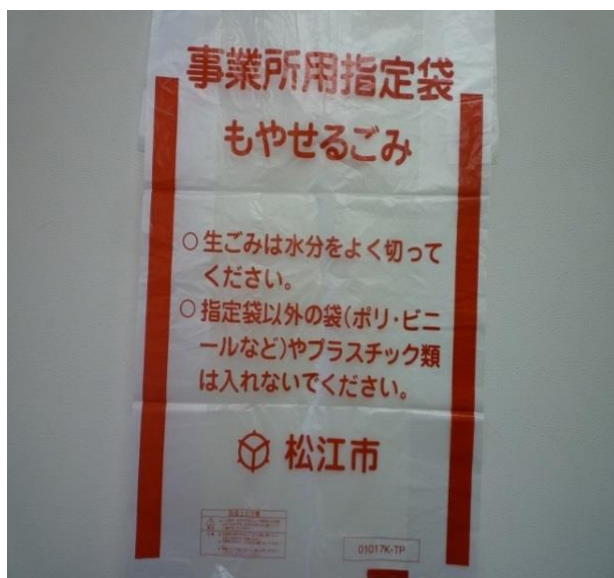
区分	処理施設等	処理手数料	ごみの具体例
もやせるごみ	エコクリーン松江 松江市鹿島町上講武 1699-1 電話 82-9625	各々1回の搬入につき100キログラムまでは2,030円 それ以降10キログラムごとに200円を加算した額	紙類、木くず類、繊維くず(天然繊維50%以上のもの)、動植物性残渣 など (業種により産業廃棄物に区分されるものは除く。)
もやせないごみ (従業員の飲食にともなうものに限る)			従業員の飲食に伴う、飲料缶、菓子缶、弁当容器、菓子袋、ペットボトル、飲料びん、薬のびん など

◆エコクリーン松江への自己搬入は、平日のみ受付けています。(土、日、祝日、年末年始は閉場)
◆エコクリーン松江への搬入時間は、9:00から16:00までです。

松江市事業所用指定袋について

事業系一般廃棄物の収集・運搬を、松江市一般廃棄物処理許可業者へ委託する場合とエコクリーン松江へ自己搬入する場合は、市内小売店で販売している「松江市事業所用指定袋」に入れて搬入してください。

松江市事業所用指定袋 もやせるごみ



松江市事業所用指定袋 もやせないごみ



資源ごみの自己搬入(無料!)について

資源ごみ	新聞紙	新聞紙
	古雑誌・チラシ類	本・ノート、ラップ・トイレトペーパーの芯等も含む
	ダンボール	ダンボール
	紙紙パック	紙パックマークのあるもの(内側が白いもの)
	シュレッター古紙	シュレッターにかけた紙
	缶	飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰の缶 など
	びん	飲料、酒類、ドリンク剤、つゆ、ジャム等、飲み菓のびん(割れたものを除く) など
	ペットボトル	酢、料理酒、みりん、お茶、しょうゆ、ジュースのペットボトル (PET マークがあるもの)

1. 古紙類を自己搬入される場合

- ※ 種類別にまとめ、ひもで十文字にしばってください。
- ※ シュレッター古紙は、中身が確認できるナイロン袋に入れてください。

◆ 資源ごみの自己搬入をされる場合は、各搬入場所で受付が必要となります。受付で搬入申請書に

- ① 事業所名
- ② 電話番号
- ③ 数量

など必要事項の記入をお願いします。



◆ 搬入ができる日は、月曜日から金曜日(土、日、祝日、年末年始は除く)

◆ 受付時間は、9:00から11:30までと13:00から16:00までとなります。

◆ 古紙類の自己搬入場所一覧

搬入場所	住所	電話番号
環境センター リサイクル都市推進課	松江市学園南1-20-43	55-5678
川向リサイクルプラザ	松江市竹矢町1439-5	38-8050
エコクリーン松江	松江市鹿島町上講武1699-1	82-9625
鹿島支所市民生活課	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	55-5704
島根支所市民生活課	松江市島根町加賀1175-1	55-5724
美保関支所市民生活課	松江市美保関町下宇部尾61-2	55-5744
八束支所市民生活課	松江市八束町波入2060	55-5824
八雲支所市民生活課	松江市八雲町西岩坂355-1	55-5764
玉湯支所市民生活課	松江市玉湯町湯町1793	55-5784
宍道支所市民生活課	松江市宍道町宍道885-3	55-5804
東出雲支所市民生活課	松江市東出雲町揖屋1142	55-5844



2. 缶・びん・ペットボトルを自己搬入される場合

- ※ 従業員の飲食したものが対象となります。
- ※ 中身を水ですすぎ、ラベル、キャップは外してください。
- ※ 市内各所(約500か所)に設置してあるリサイクルステーションへ出してください。



【お問い合わせ先】

一般廃棄物について

松江市環境対策課廃棄物対策係
松江市学園南1-20-43
松江市環境センター2F
TEL 55-5679

産業廃棄物について

松江市環境対策課廃棄物規制係
松江市学園南1-20-43
松江市環境センター2F
TEL 55-5671